

## しが生物多様性取組認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生物多様性の保全と自然資源の持続的な利活用に取り組む事業者を認証することにより、生物多様性に取り組んでいる事業者の取組を「見える化」し、認証事業者の社会的な付加価値を増加させることで、社会経済活動における生物多様性の視点の浸透を図ることを目的とする。

### (認証対象者)

第2条 しが生物多様性取組認証の対象となるのは、滋賀県内に本社または事業所を置く事業者および団体等で次に掲げるもの（国および地方公共団体ならびにそれらの関係機関を除く。）とする。

- (1) 法人（会社、社団法人、財団法人、NPO法人）
- (2) 個人事業者
- (3) 農林水産業事業者
- (4) 教育機関

2 認証の単位は、事業者または事業所ごととする。

### (認証対象資格)

第3条 対象資格は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 生物多様性しが戦略に賛同していること。
- (2) 法令を遵守していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。

### (しが生物多様性取組認証の区分)

第4条 しが生物多様性取組認証の区分は、次の区分によるものとし、区分ごとに認証基準を設ける。

- (1) 1つ星
- (2) 2つ星
- (3) 3つ星

2 しが生物多様性取組認証制度の認証基準は、しが生物多様性取組認証基準で定める。

3 知事は、必要に応じ、しが生物多様性取組認証基準を変更することができる。

### (認証申請)

第5条 しが生物多様性取組認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、しが生物多様性取組認証申請書に必要事項を記載し、チェックシート（様式1）および各チェ

ック項目の実績、内容のわかる書類、自由記述書（様式2）を知事へ提出するものとする。

（認証）

第6条 知事は、前条の申請を受理したときは、認証基準を満たしているか審査を行い、認証基準を満たしていると認められる者に対し、しが生物多様性取組認証書（様式3。以下「認証書」という。）を交付する。

2 知事は、申請者に対し、審査に必要な情報の聞き取りや資料の提出を求めることができる。

（公表）

第7条 県は、認証書の交付を受けたもの（以下「認証者」という。）の事業者名または事業所名を県のホームページで公表するものとする。

（認証の有効期間）

第8条 しが生物多様性取組認証の有効期間は、認証の日から起算して3年を経過した日の属する年の3月31日までの期間とする。

（認証の更新）

第9条 認証者は前条の有効期間が経過した後も引き続き認証を受けようとするときは、有効期間満了までに第5条に定める申請手続きを行うものとする。

2 認証の有効期間内であっても、別の認証区分の認証を希望する場合は、第5条に定める申請手続きを行うことができる。

3 前項により新たな認証区分で認証された場合、新たな認証区分の認証年月日をもって前の認証区分の認証期間の終期とする。

（変更および辞退の届出）

第10条 認証者は、次の各号に掲げる事項について変更が生じた場合には、知事へしが生物多様性取組認証変更届出書（様式4）を速やかに提出しなければならない。

- （1）事業者等の名称
- （2）代表者の職・氏名
- （3）所在地

2 認証者は、認証の継続の意思を失った場合、知事へしが生物多様性取組認証辞退届出書（様式5）を速やかに提出するとともに、認証書を返納しなければならない。

（取り組み状況の確認）

第11条 知事は、必要に応じ、実地調査等により取り組み状況の確認を行うことができる。

（認証の取消）

第12条 知事は、認証者が次に掲げる行為を行ったとき、または、その事実が明らかになったときは、当該認証を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する資格に適合しなくなったと認めるとき。

(2) 虚偽または不正の手段により認証を受けたことが判明したとき。

(3) その他認証者として適当でないと認めるとき。

2 知事は前項の規定により認証の取消しを行うときは、理由を付して認証者にその旨を通知するものとする。

3 認証者は認証の取消しを受けた場合、速やかに認証書を知事に返納するものとする。

(その他)

第13条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付則

この要綱は、平成30年7月20日から施行する。

付則

この改正は、令和元年8月20日から施行する。

付則

この改正は、令和3年10月4日から施行する。